

自動販売機の設置等に関する検討状況について

1. 検討経緯

平成 20 年末現在で自動販売機は全国で 526 万台普及しており、うち約半数の 259 万台が飲料自動販売機となっている¹。飲料自動販売機については、平成 14 年に省エネルギー法の特定機器に指定²されており、省エネルギー技術の開発等により消費電力は低減しているが、原則として 24 時間電力を消費することから、総体としての消費電力量は少なくない³。

国等の機関においては、自動販売機を直接調達する場合はそれほど多くないものと考えられるが、例えば飲料自動販売機については福利厚生等の目的で庁舎や施設内外に数多く設置されている。このため、第 1 回検討会において、飲料自動販売機をはじめとする自動販売機の設置等に当たって、省エネルギーや資源の有効利用等の観点から環境配慮を行うことにより、温室効果ガス排出削減が期待されることから、自動販売機の設置等について検討を行うこととしたところ。

2. 自動販売機に係る検討方針（案）

（1）グリーン購入法に係る特定調達品目への追加

自動販売機については、国等の機関が調達または設置する場合に環境負荷低減の観点から満足すべき目安となる明確な数値基準を設定することが必要と考えられることから、平成 22 年度において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律 100 号））に係る特定調達品目⁴に追加することを前提に、自動販売機の判断の基準⁵等について検討を行うものとする。

（2）判断の基準等の考え方

判断の基準等の検討に当たっては、以下の観点から検討を行うこととする。

¹ 社団法人日本自動販売機工業会調査

² 平成 19 年にトップランナー基準を改正

³ 平成 17 年度に目標年度を迎えた自動販売機のエネルギー消費効率（年間消費電力量）の加重平均値は 1,642kWh/年。平成 17 年度普及ベース（268 万台）では 5,949 百万 kWh

⁴ 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類

⁵ 「国等による環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において数値等の明確性が確保できる事項について設定することとされている

- 省エネルギー法の自動販売機に係るトップランナー基準の反映
- ノンフロン冷媒の使用（HC、CO₂等）
- 3R への取組（自動販売機、飲料容器等）
- 製品アセスメント 等